

令和6年 定額減税 年調事務

Q&A



年末調整における
定額減税のギモンを解説！

はじめに

令和6年度の税制改正により、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において、定額減税が実施されることになりました。

令和6年6月の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収から減税事務は始まっていますが、年末調整では納税者ごとに正しい減税額を計算し、月次減税額との差額を精算することとなります。

本冊子では、給与支払者が行うこととなる年末調整時の減税事務にポイントを絞り、実務的な観点から必要と思われる事項を解説しています。

令和6年分の年末調整における定額減税の実務に、本冊子をお役立ていただければ幸いです。

目 次

概要 1 令和6年の定額減税の概要 …… 2 概要 2 給与支払者（会社等）の年調減税事務 …… 4

I	年末調整の計算過程と過不足額の精算方法	
Q1	年末調整における定額減税額の控除と過不足額の精算はどうするの？	6
II	年末調整で定額減税の対象となる人、ならない人	
Q2	年末調整で定額減税の対象となる人はどのような人？	8
Q3	合計所得金額が1,805万円を超える人の年末調整はどうするの？	9
Q4	令和6年5月31日以前に死亡退職した人や海外転勤した人は年末調整の再計算が必要なの？	10
Q5	令和6年6月2日以後に就職した人の年末調整はどうするの？	10
Q6	年末調整を行わない人への対応はどうするの？	11
Q7	公的年金等の支給を受けている人の年末調整はどうするの？	12
III	年調減税額の計算	
Q8	同一生計配偶者の有無や扶養親族の人数は、どの申告書から判断するの？	13
Q9	「年末調整に係る定額減税のための申告書」ってどんなもの？	15
IV	控除しきれない年調減税額	
Q10	「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に記載された配偶者は年調減税額の計算に含めていいの？	17
Q11	配偶者特別控除の適用を受ける配偶者は年調減税額の計算に含めていいの？	17
Q12	年調減税額の計算に含める扶養親族、含めない扶養親族はどの人？	18
Q13	同じ世帯に2人の納税者がいて扶養親族が1人の場合、どちらの扶養親族に含めて計算するの？	19
V	源泉徴収票の記載方法	
Q15	年末調整をした源泉徴収票には定額減税についてどのように記載するの？	21
Q16	年末調整の対象者で定額減税の所得制限を超える場合、源泉徴収票には定額減税についてどのように記載するの？	22
Q17	年末調整をしていない源泉徴収票には定額減税についてどのように記載するの？	23
Q18	他の人の扶養親族に該当する人の源泉徴収票には定額減税についてどのように記載するの？	24

※ 本冊子の内容は、
令和6年9月1日現在の法令等によります。

令和6年度税制改正により、定額減税が実施されることになりました。定額減税とは、納税者の税額から一律に一定額を差し引く減税方法です。

今回の定額減税（以下、定額減税といいます。）は、**令和6年分の所得税（個人住民税は令和6年度分）**に限った措置とされています。

【1】定額減税の対象者

(1) 所得制限あり：合計所得金額 \leq 1,805万円

(2) 居住者に限定

(1) 所得制限あり

定額減税の適用には所得制限があり、対象となるのは、**所得税は令和6年分、個人住民税は令和5年分の合計所得金額が1,805万円以下**（給与所得のみの場合、給与収入2,000万円以下）の納税者本人に限られます。

対象者：**合計所得金額 1,805万円以下** の納税者本人



所得税：令和6年分、個人住民税：令和5年分

コラム 合計所得金額とは

所得税における合計所得金額とは、給与所得などの総所得金額に退職所得などの申告分離課税の所得金額の合計額を加算した金額です。合計の対象となるのは**損益通算後**の金額で、総合課税の長期譲渡所得及び一時所得はその合計額の2分の1の金額を加算します。また、土地建物等の譲渡所得については、**特別控除前**の金額を合計します。

合計所得金額には、源泉分離課税とされる預金利息や次のような所得は含まれません。

◆ 所得税が非課税とされている所得

(例) ・遺族の受ける恩給及び年金 ・生活の用に供する家具等の譲渡所得

・通勤手当、出張旅費 ・生活保護のための給付 ・宝くじの当せん金

・失業等給付（求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付及び雇用継続給付）

◆ 確定申告不要とされている所得

- ① 確定申告をしないことを選択した次の配当所得等

(例)・上場株式等の配当等（大口株主が受けけるものを除く）

・J-REITの投資口の配当等 ・特定公社債の利子

・上記以外の配当等で1銘柄について1回の金額が年10万円以下の配当等

- ② 源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得で、確定申告をしないことを選択したもの

なお、個人住民税における合計所得金額には、分離課税の退職所得は含まれません。

(2) 居住者に限定

定額減税の対象者は、納税者のうち**居住者**に限られます。また、減税額計算の基礎となる**同一生計配偶者と扶養親族も居住者**に限られています。



居住者と非居住者

居住者とは、国内に「住所」を有し、又は現在まで引き続き1年以上「居所」を有する個人をいい、**非居住者**とは、居住者以外の個人をいいます。

「住所」とは、生活の本拠をいい、生活の本拠かどうかは客観的事実によって判定されることから、その人の生活の中心となる場所が住所となります。一方、「居所」とは、生活の本拠ではないが、その人が現実に居住している場所とされています。

コラム 同一生計配偶者と扶養親族

同一生計配偶者、扶養親族とは、その年の12月31日において次に該当する人をいいます。

同一生計配偶者 ^(注1)	納税者本人と生計を一にする配偶者で、 合計所得金額が48万円以下 ^(注2) の人
扶養親族 ^(注1)	納税者本人と生計を一にする配偶者以外の親族で、 合計所得金額が48万円以下 ^(注2) の人

(注1) いずれも、青色事業専従者や白色事業専従者は除きます。

(注2) 給与所得のみの場合、給与収入103万円以下です。

【2】減税額

令和6年分として措置された減税額は、(表1)の金額の合計額です。

〈減税額〉(表1)

	所得税	個人住民税(所得割)
納税者本人(居住者に限ります。)	3万円	1万円
同一生計配偶者(居住者に限ります。)	3万円	1万円
扶養親族(居住者に限ります。)	1人につき3万円	1人につき1万円

減税額



= 3万円
(個人住民税は1万円)

× (納税者本人+同一生計配偶者+扶養親族の人数)

納税者本人の所得税額又は個人住民税(所得割)の額が限度

概要

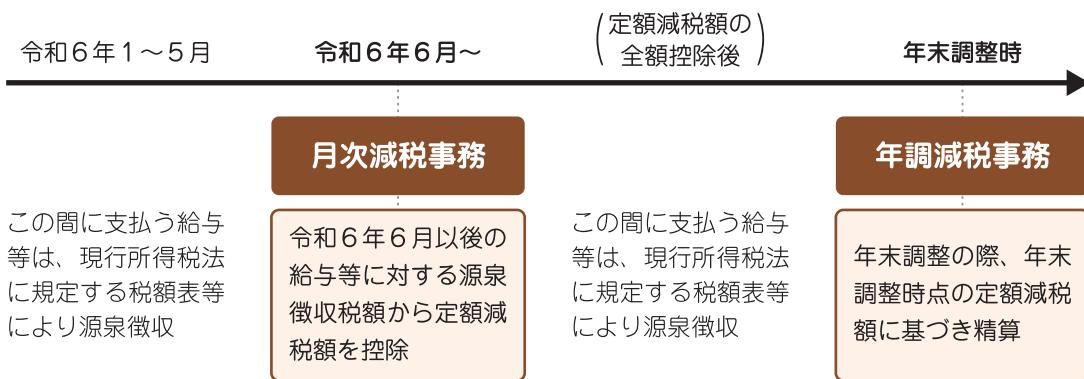
2

給与支払者(会社等)の年調減税事務

◆ 定額減税の実施方法(給与所得者)

(1) 所得税の減税事務

給与支払者(会社等)が行う所得税に係る減税事務は、減税額を月々の源泉徴収税額から控除する**月次減税事務**と、年末調整の際に減税額の精算を行う**年調減税事務**の2つがあります。



この間に支払う給与等は、現行所得税法に規定する税額表等により源泉徴収

令和6年6月以後の給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額を控除

この間に支払う給与等は、現行所得税法に規定する税額表等により源泉徴収

年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき精算

(国税庁資料を基に作成)

本冊子では、上記のうち、年調減税事務を中心とりあげます。

(2) 年調減税事務の手順

年調減税事務の手順は、次のとおりです。（→ **Q1** 参照）

① 減税を受けられる人の確認

年末調整で減税を受けられる人は、**年末調整の対象となる人のうち合計所得金額が1,805万円以下**の人です。



② 通常どおり年調所得税額を計算

令和6年中の給与及び賞与（以下、給与等といいます。）の総額にもとづいて、通常どおり**年調所得税額**を計算します。



③ 減税額（年調減税額）の計算

年調減税額^(注) = **3万円 × (納税者本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族の人数)**

（注） 納税者本人の所得税額が限度となります。



④ 年調所得税額から年調減税額を控除

住宅ローン控除適用後の年調所得税額から年調減税額を控除し、定額減税額控除後の所得税額を求めます。



⑤ 年調年税額と源泉徴収税額を比較し、過不足額を精算

定額減税額控除後の所得税額に102.1%を乗じ、**年調年税額**（所得税額 + 復興特別所得税額）を求めます。最後に、**年調年税額**と**1年間の源泉徴収税額**とを比較し、過不足額を精算します。



Q1

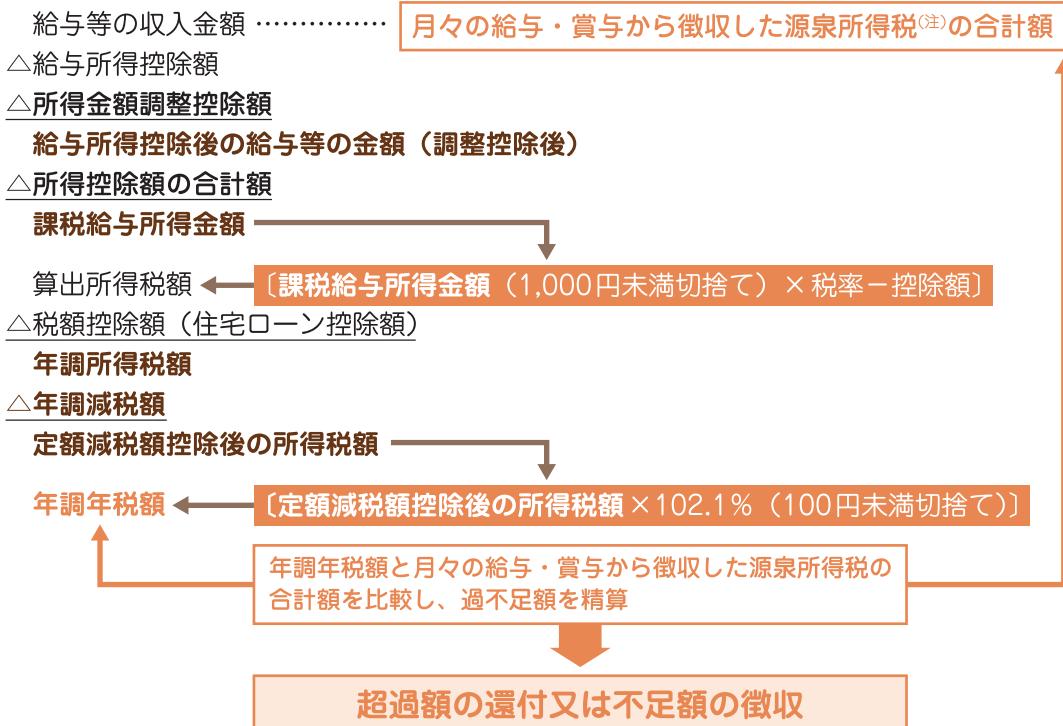
年末調整における定額減税額の控除と過不足額の精算はどうするの？

Q

年末調整で定額減税額をどのように控除するのか、具体的な計算過程と過不足額の精算方法について教えてください。

A

年末調整での定額減税額（年調減税額）の控除を含む年調年税額の計算過程と過不足額の精算方法は、次のとおりです。



(注) 所得税と復興特別所得税の合計額です。月次減税額がある場合は、月次減税額控除後の金額です（以下同じ。）。

解説

(1) 給与所得控除後の給与等の金額の計算

「給与等の収入金額」とは、令和6年1月から12月までの間に支給した給与と賞与の合計額です。社会保険料や源泉所得税^(注)を控除する前の金額で、非課税となる通勤手当等は除きます。

(注) 所得税と復興特別所得税の合計額です。月次減税額がある場合は、月次減税額控除後の金額です（以下同じ。）。

「給与等の収入金額」から給与所得控除額を差し引いて、給与所得控除後の給与等の金額を計算します。実務的には「令和6年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使って金額を求めます。

なお、所得金額調整控除申告書が提出されている場合には、さらに**所得金額調整控除額**を差し引いて**給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）**を求めます。

(2) 課税給与所得金額の計算

従業員等から提出された各申告書の内容に基づいて、扶養控除や生命保険料控除などの所得控除額の合計額を計算します。(1)で求めた**給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）**から所得控除額の合計額を差し引いて**課税給与所得金額**（1,000円未満切捨て）を求めます。

(3) 年調所得税額と定額減税額控除後の所得税額の計算

(2)で求めた**課税給与所得金額**に、「令和6年分の年末調整のための算出所得税額の速算表」を適用して算出所得税額を計算します。

住宅借入金等特別控除申告書が提出されている場合には、算出所得税額から税額控除額（**住宅ローン控除額**）を差し引きして年調所得税額を求め、さらに**年調減税額**を差し引きして**定額減税額控除後の所得税額**を計算します。

(4) 年調年税額の計算と過不足額の精算

年調年税額は、所得税と復興特別所得税（所得税額の2.1%）の合計額です。そこで(3)で求めた**定額減税額控除後の所得税額**に102.1%を掛けて**年調年税額**（100円未満切捨て）を求めます。

最後に、**年調年税額**と月々の給与・賞与から徴収した源泉所得税の合計額を比較し、過不足額を精算します。

【過不足額の精算例】

年調年税額（①）	徴収した源泉所得税の合計額（②）	過不足額の精算（①-②）
150,000円	200,000円	△50,000円（超過額）⇒還付
150,000円	130,000円	20,000円（不足額）⇒徴収

（参考）令和6年分の年末調整のための算出所得税額の速算表

課税給与所得金額(A)	税率(B)	控除額(C)	税額=(A)×(B)-(C)
1,950,000円以下	5 %	—	(A)×5 %
1,950,000円超 3,300,000円以下	10%	97,500円	(A)×10% - 97,500円
3,300,000円超 6,950,000円以下	20%	427,500円	(A)×20% - 427,500円
6,950,000円超 9,000,000円以下	23%	636,000円	(A)×23% - 636,000円
9,000,000円超 18,000,000円以下	33%	1,536,000円	(A)×33% - 1,536,000円
18,000,000円超 18,050,000円以下	40%	2,796,000円	(A)×40% - 2,796,000円

（注1） 課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

（注2） 課税給与所得金額が18,050,000円を超える場合は、年末調整の対象となりません。